

朝日町地域公共交通会議設置要綱

制定平成 19 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 朝日町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 朝日町町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人山形県バス協会
- (5) 山形県ハイヤー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、山形県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(交通会議の運営)

第 4 条 交通会議に会長をおき、第 3 条第 1 項第 1 号の者があたる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、多数決とする。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、原則として朝日町政策推進課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第 5 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

第 1 条 この要綱は平成 19 年 11 月 1 日より施行する。